

網 監 査 第 17 号

令和 2 年 11 月 13 日

網走市長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井 戸 達 也 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 金 兵 智 則

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 2 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 2 年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

## 令和2年度 定期監査結果報告

### 1. 監査の対象

- ◎市長部局
  - 企画総務部 総務防災課、財政課、税務課
  - 市民環境部 市民活動推進課、生活環境課
  - 健康福祉部 介護福祉課、子育て支援課
  - 建設港湾部 都市整備課、都市管理課
- ◎事務局等 議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会

### 2. 監査の期間

令和2年4月15日から令和2年10月22日まで（市長部局等関係）

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康  
網走市監査委員 金 兵 智 則

### 4. 監査の対象年度等

令和元年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、平成30年度及び直近事務の一部も対象とした。

### 5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

## 指 摘 事 項

### 1. 契約事務の適正な執行について

(1) 業務委託に係る複数の単価契約事務において、次のような不適切な事務処理が散見された。

- ①契約方法、根拠法令が明示されていない。
- ②1者随意契約の事案について、相手方の選定理由が明示されていない。
- ③見込み総額の明示が無いため、入札または随意契約の判断が不明な事案があった。
- ④委託料を定める単価の記載が無い契約書があった。

なお、予定価格を単価で定める場合においても、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」を明示すべきであり、予定価格調書省略の可否、市の要綱に定める指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等についても、見込み総額をもって判断すべきものとする。

(2) 薬品購入に係る単価契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ①「2者見積りにより随意契約する」としており、業者選定のための基準額としても予定価格は明確にする必要があるが、その価格の設定及び根拠となる資料が無かった。
- ②少額契約の範囲という理由で随意契約としているが、少額契約の範囲の判断は、「単価×見込み数量」の見込み総額で判断するものであり、契約の単価、数量等が明示されていない本案件は、随意契約とする判断の根拠が不明である。

なお、本件については、契約品目が複数あることなどから、複数単価契約の検討も必要とする。

上記2件の契約事務について、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

【生活環境課】

### 2. 適正な支出事務について

所管する屋外施設の備品補修に係る支出について、利用期間終了後の発注のため、一括で補修依頼が妥当と思われる事案が、同時期に分割発注による支出がされていた。分割発注する合理的な理由が不明で、本件は不適切な分割発注である。このようなことが無いよう、適正な支出事務の確認体制を強化すること。

【都市管理課】

## 指 導 事 項

### 1. 契約事務の適正な執行について

(1) 印刷製本に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「網走市契約に関する規則」及び「網走市事務決裁規程」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

① 予定価格の根拠となる資料が不明。

② 30万円以上の専決事項区分に当たる案件であるが、決裁権限の無い課長による決裁で事務を進めていた。

③ 市の要綱に定める指名委員会開催を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。

④ 見積合せ執行権限の無い課長が見積合せ執行者となっていた。

なお、本件に関しては、旧様式（印刷発注専用様式）が使用されていたが、現行の推奨様式（物品の調達等に係る様式集）による契約事務の執行が望まれる。

【財政課】

(2) 所管する屋外施設の業務委託契約事務において、契約額130万円以上の案件に対しては「契約書」の作成が必要となるが、「請書」による契約締結としていた。また、委託契約締結において、100万円以上の案件に必要な副市長の決裁印が押印されていなかった。「網走市契約に関する規則」及び「網走市事務決裁規程」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

【都市管理課】

(3) 複数の業務委託に係る単価契約事務において、次のような不適切な事務処理が散見された。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令に基づき、適正な契約事務の執行に努めること。

① 見込み総額では入札すべき契約金額の案件を随意契約による見積合せで処理していた。

② 設定した予定価格の算定根拠となる資料が無かった。

③ 単価契約は、一般にあらかじめその数量を確定できない場合に、単価のみを主として決定する例外的な契約と解されるが、単価契約とする理由が不明確な契約が見られた。

なお、予定価格を単価で定める場合においても、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」を明示すべきであり、予定価格調書省略の可否、市の要綱に定める指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等についても、見込み総額をもって判断すべきものとする。

【議会事務局】

## 検 討 事 項

### 1. 適正な支出事務について

(1) 複数の業務委託料の支出に関して、請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、業務完成の検査日から約4~6ヶ月経過後の支出事務が認められた。

その期間は長期であり、不適切である。事業の適正な進捗管理と支出事務に努められたい。

【総務防災課】

(2) 業務委託契約の支出に関して、業務完成の検査日から約5ヶ月経過後の支出事務が認められた。相手方との事情を鑑みても、その期間は長期であり、不適切である。事業の適正な進捗管理と支出事務に努められたい。

【生活環境課】

## 2. 契約事務の適正な執行について

(1) 物品購入に係る契約事務において、予定価格、契約方法、根拠法令を明示せず契約事務が進められていた。また、見積り比較により事業者を選定した際、口頭による見積合せで契約の相手方を決定しており、適正な見積合せが行われていなかった。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

【生活環境課】

(2) 清掃業務委託に係る単価契約事務において、契約方法とその根拠法令、相手方の選定方法の明示が無いなど、不適切な契約事務を進めていた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

なお、予定価格を単価で定める場合においても、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」を明示すべきであり、予定価格調書省略の可否、市の要綱に定める指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等についても、見込み総額をもって判断すべきものとする。

【都市管理課】

(3) 所管事業の運営委託契約事務において、300万円以上の契約案件に対し、予定価格調書、見積合せ実施記録等が未作成であった。また、決裁権者である副市長の決裁を受けずに処理を進めるなど、不適切な契約事務が行われていた。

(4) 備品購入契約事務において、契約しようとするときは、予定価格を定めなければならないが、その価格の明示がなく、見積合せの際、基準となる価格が不明の中、見積合せが実施された。また、随意契約の理由、根拠となる法令の記載誤りがあるなど、不適切な契約事務が見られた。

上記(3)(4)について、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

【子育て支援課】

## 3. 補助金の適正な執行について

補助金等交付事務において、次のような不適切な事務が見られた。補助事業者に対し、「網走市補助金等交付規則」及び各要綱等を遵守し、正確な書類の作成と適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益的で効果的な補助金の

取り扱いについて検討されたい。

- ① 補助事業者は、事業が完了したとき、また、市の会計年度が終了したとき、関係書類を添え実績報告書を市に提出することになっているが、当該年度終了後、相当期間経過した後に提出されていた。
- ② 実績報告書の記載方法に不適切な部分が見られた。
- ③ 補助金について、繰越金の発生が常態化している。また、積立基金に相当額の残高がある。

【市民活動推進課】

#### 4. 適正な事務の執行について

業務委託契約事務において、年度末の契約期間終了後の報告書受理及び検査日が5月15日となっており、事務処理の遅延が見られた。また、変更契約書の文中に記載誤りが見られ、不適切な契約事務が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

【都市管理課】

#### 5. 収納対策及び適正な債権管理について

所管施設の利用者負担金の滞納繰越分について、徴収体制の見直しや効率的な事務の取組みを行うなど、債権回収の強化に努めるととともに、適正な債権管理に努められたい。

【子育て支援課】

## その他意見

上記指摘等事項とは別に その他監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 注意事項 | 2 件 |
| 2. 意見事項 | 2 件 |
| 3. 要望事項 | 1 件 |

網 監 査 第 18 号

令和 2 年 11 月 13 日

網走市長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井 戸 達 也 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 金 兵 智 則

定期監査（財政援助団体等に対する監査）の結果に関する  
報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 2 年度に実施した定期監査（財政援助団体等に対する監査）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。



令和 2 年度

定期監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

網走市監査委員

## 令和2年度 定期監査（財政援助団体等）結果報告

### 1. 監査の対象

- ◎市長部局
  - 市民環境部 市民活動推進課
  - 健康福祉部 社会福祉課、介護福祉課
  - 観光商工部 観光課、商工労働課
  - 農林水産部 農林課、水産漁港課
  - 建設港湾部 港湾課
- ◎教育委員会
  - 社会教育部 スポーツ課

### 2. 監査の期間

令和2年4月15日から令和2年10月22日まで（市長部局等関係）

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康  
網走市監査委員 金 兵 智 則

### 4. 監査の対象年度等

令和元年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、平成30年度及び直近事務の一部も対象とした。

### 5. 監査の主眼

主に公の施設に係る指定管理者に係る収支状況、実施報告、その他の事務・管理等に関する執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、施設の管理状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

## 指 導 事 項

### 1. 管理業務協定に規定する事業報告等について

前年度の管理業務終了後に受理する実施報告は、管理業務及び施設の利用状況を把握するとともに、委託料等の適正な会計処理が行われているか確認するものであるが、提出された書類のうち、収支決算書は、他の事業と合算された委託事業者の総額の決算内容であり、当該事業の経理状況が把握できない不明確な決算書であった。また、事業報告書のほか、市税滞納無証明も提出することになっているが、証明を確認する書類が無かった。

事業報告等に関しては、当該事業が確認できる明確な収支決算書が必要であり、滞納無証明については、「網走市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」に定められている様式による証明欄付きの書類作成などを求めるべきと考える。

【港湾課】

## そ の 他 意 見

上記指摘等事項とは別に その他監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

1. 注意事項                      3 件

網 監 査 第 25 号

令和 3 年 1 月 12 日

網走市長           水 谷 洋 一 様  
網走市議会議長   井 戸 達 也 様  
網走市教育長      三 島 正 昭 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 金 兵 智 則

定期監査（学校）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 2 年度に実施した定期監査（学校）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和2年度

定期監査結果報告書  
(学校監査)

網走市監査委員

## 令和2年度 定期監査（学校）結果報告

### 1. 監査の対象

◎教育委員会

○学校関係 西小学校、呼人小中学校、白鳥台小学校、西が丘小学校  
第四中学校、第五中学校

### 2. 監査の期間

令和2年9月29日から令和3年1月12日まで

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 金兵 智 則

### 4. 監査の対象年度等

平成31年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、平成30年度以前の実績等も参考とした。

### 5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、学校教育課を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められた。